

第6章 檢査

6・1 主任技術者の検査・確認事項

主任技術者は、給水装置工事の完成後、管理者による検査を受ける前に次のとおり検査及び確認を行わなければならない。

- 1 申請書及び設計書と完成した現場に差異が無いことを確認すること。併せて、第5章「給水装置工事の施工」に基づき施工していること、水道法施行令による構造及び材質基準を満たしていることを確認すること。
- 2 給水装置の使用開始前までに管内を洗浄し、通水試験、水圧試験（水道メーター上流側及び下流側給水栓まで）及び水質検査（消毒の残留効果測定等）を行うこと。
- 3 受水槽等は、吐水口空間等が申請書及び設計書に記載のとおりであることを確認すること。また、設置完了後十分清掃し、24時間満水状態を保持して漏水検査を行うこと。

[解説]

1について； 提出された申請書及び設計書は、営業所に永年保存され将来にわたり当該給水装置が存続する限りその維持管理に活用されるものである。従って、その記載については細心の注意を払い、現地との差異があつてはならないものである。その主な確認事項は、次のとおりである。

- (1) 給水管の管種、口径、布設延長、埋設深度
- (2) 分岐器具、曲がり管、仕切弁等の接合位置
- (3) 受水槽の寸法、配管位置、設定水位及び吐水口空間
- (4) 逆流防止器具、水撃防止器具、その他給湯器等給水用具の種別及び設置位置
- (5) メーターの位置・向き及び継手の管種・延長
- (6) 管防護（防寒、防食等）の材質、設置位置及び延長
- (7) クロスコネクションが無いこと
- (8) 分岐する配水管の土被り、占用位置、弁栓類の位置、及び分岐部や宅地内引込み位置のオフセット

2について； 通水試験は、すべての給水管及び給水用具がメーターを通過して正しい系統で配管されているかを確認するために行う。また、各給水用具の吐水量や作動状態等が使用上適当であるかについても併せて確認する。

水圧試験は、漏水防止対策及び維持管理において最も重要な試験であり、配管や接合部の施工が確実に行われたか否かを確認するため、完成した給水装置に水圧1.75MPaを1分間保持する耐圧試験を実施することが望ましい。

試験にあたっては次の点に留意し、試験水圧がわかるよう状況写真を撮影すること。

- (1) 充水する際は、排気状況を確認しながら徐々に行い、確実に給水装置内の空気を排除すること。
- (2) 水撃圧が生じないよう、徐々に加圧すること。
- (3) テストポンプは、管路の最も低い所に取付けること。

水質検査では、各水栓から採水した水の消毒の残留効果（遊離残留塩素0.1mg/l以上）

があることを確認しなければならない。所定の消毒の残留効果が認められない場合は、水栓から水を出し続け管内の滞留水を排除した上で再度確認すること。

その他、臭気、味、色、濁りについても、観察により異常がないことを確認しなければならない。

6・2 管理者の検査

- 1 検査には、当該給水装置工事の主任技術者として指名した者を立会わせなければならない。
- 2 検査は、現場確認及び写真により行うものとする。
- 3 検査は、本書及び申請書及び設計書に基づき、材料、配管、埋設、道路復旧、通水、水質、その他必要な事項について行うものとする。なお、管理者が必要と認めたときは、現場巡回等の方法により中間検査を行うものとする。
- 4 検査の結果、手直しの指示があった場合、再検査を行うものとする。

[解説]

1について； 検査に立ち会う主任技術者は、施行規則第36条第1号による指名を受けた者（当該工事に関して法第25条の4第3項各号に掲げる職務を行う者）であること。

2について； 道路掘削を伴わない撤去工事については、写真による検査とができる。

3について； 検査の内容は次のとおりである。

(1) 材料検査

メーター上流側の材料が、本基準第3章に定める指定材料であるかどうか、メータ下流側については「構造及び材質基準」に適合している給水管及び給水用具であるか検査する。製造業者等の納品書又は材料写真の提示により検査に代えることができる。

(2) 配管検査

オフセット、宅地内引込位置、メーターの位置、クロスコネクション、水栓数及び位置、給水用具、逆流防止措置（逆止弁、吐水口空間等）、配管延長、防食処置、その他について、申請書及び設計書と整合していることを検査する。

(3) 埋設検査

埋設深さ、他の構造物との離隔及び明示シート等が基準どおり施工されていることを検査する。

(4) 道路復旧検査

埋戻し材料、転圧状況及び路面仕上がり状態が、適切かどうかを検査する。なお、道路本復旧工事を工事事業者が施工した場合、本復旧検査は給水装置の検査と同時にすることとする。ただし、囲、◎のように検査を2回行う場合は、原則として1回目の検査時とする。

(5) 通水検査

通水検査は、給水用具の使用により水道メーターが適切に作動することを検査し、併せて試験水圧（1.75MPa）に1分間耐えられ、かつ漏水のないことを検査する。

(6) 水質検査

消毒の残留効果（遊離残留塩素0.1mg/l以上）を確認し、臭気、味、色、濁りに異常がないか検査する。

6・3 完成図書等

完成図書（竣工図面、チェックシート、写真等）は、原則として検査を受ける3営業日前までに提出すること。

主任技術者は、配管等の施工状況及び道路部分の施工前、施工中、施工後の状況が確認できる写真を撮影すること。

なお、施工箇所が宅地内のみの給水装置工事に限り、検査立会い時までに工事写真を提出することができる。ただし、私道を含む道路部分及び管理者が必要と認める箇所を除く。

[解説]

完成後目視できない施工箇所については、写真により検査を行う。写真が不鮮明な場合は、再提出を求める場合があるので注意すること。

写真の提出部数は1部とするが、道路管理者の検査用に必要なものについては、営業所の指示に従い部数を追加すること。

検査に必要な写真は、主に次のとおりである。

- (1) 道路内配管の使用材料
- (2) 施工前の道路及び近接する構造物等の状況
- (3) 掘削の状況（舗装の切断を含む）
- (4) 分岐箇所の施工状況及び水圧試験の状況
- (5) 管の土被り状況（道路に平行して布設する管の土被りは20～30mごとに撮影）
- (6) 道路と宅地境界付近の配管の状況
- (7) 他埋設物や構造物との離隔状況
- (8) 分岐部分から宅地までの給水装置の水圧試験状況
- (9) 埋戻し材料及び転圧の状況
- (10) 宅地内の土被り及び配管状況
- (11) 鞘管等の防護措置、及び防寒、防食の状況
- (12) 仮復旧・本復旧の材料及び施工状況
- (13) その他、道路管理者等により指定された箇所及び管理者が必要と認める箇所

撮影にあたっては、次の点に留意すること。

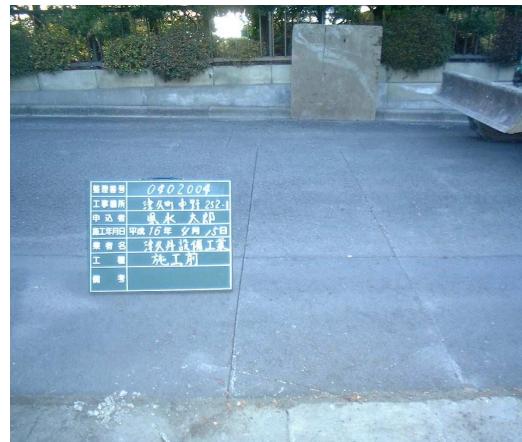
- (1) 整理番号、工事場所、申込者名、工事年月日、工事事業者名、工種を明記した黒板と一緒に撮影すること。
- (2) 土被り等の寸法は、判読できるようスタッフ、リボンテープを用いること。
- (3) 道路掘削から本復旧までは、次の工種について撮影すること。

着手前状況、As 切断工、As 取壊工、掘削工（寸法・深さ）、埋戻工（各層毎の転圧状況及び厚さ）、明示シート布設状況、路盤工（各層毎の転圧状況及び厚さ）、乳剤散布状況、As 敷き均し温度（本復旧時）、As 舗装工（各層毎の転圧状況及び厚さ）、ライン工、完成状況（寸法）

- (4) 写真は、L版（125mm×88.5mm）程度のカラーとし、A4サイズの用紙に写真3枚が収まるよう配置して整理すること。
- (5) デジタルカメラを使用する場合、データの改ざんを行わないこと。また、印刷が不鮮明とならないよう、紙質やプリンタのインク等に注意すること。なお、デジタルカメラによる工事写真について、道路管理者により別途仕様が定められている場合は、それに従い、撮影、プリントすること。
- (6) 写真は原則横撮りとし、できる限り同一方向から撮影すること。
- (7) 写真の撮影箇所、構図等については、次の撮影例を参考とすること。



① 使用材料



② 着工前



③ 掘削後

施行中、施工後の状況を撮影する。
施工後は本管土被り等が分かるように撮影する。



④ 水圧試験（分岐部）

水圧が分かるように撮影する。



⑤ スリーブコア挿入



⑥ 配管状況

管の土被りが分かるように撮影する。
官民境、室内についても撮影する。他占用物と接近する場合は状況を撮影する。



⑦ 水圧試験（分岐～宅地内）
水圧が分かるように撮影する。



⑧ 防食工



⑨ 埋戻工（明示シート布設）
転圧の施工中、施工後の状況を各層毎に撮影し、スタッフ等で深さが分かるように撮影する。



⑩ 埋戻工



⑪ 路盤工
埋戻工同様、転圧の施工中、施工後の状況を各層毎に撮影し、スタッフ等で深さが分かるように撮影する。



⑫ 仮復旧工
(水)マーク及び掘削占用許可番号の表示、周囲の路面状況が分かるように撮影する